

# トクちゃん新聞

Vol.177

10月号

母と石川県に墓参りに  
行ってきました。



令和4年10月20日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆ 10月は厳しい…

娘が人生初のバイトを8月から始めました。10月に入り**最低賃金のアップ**で早々に時給**1,023円**となりました。「まだまだ戦力になっていないやろうに」と思うと**バイト先に申し訳ない**気持ちになります。

最低賃金を基準に新人の時給を決めますと**最低賃金がアップするたび、新人以外の人の時給もアップ**せざるを得ず、正社員との差がなくなってくる。そうすると正社員の給与もアップしないとバランスが取れないということで、**結局全社員の賃金アップとなるという会社も多い**と思います。



また、10月から**パートさんの社会保険加入対象者も拡大**です。週の労働時間が20時間以上であれば社会保険に加入しなければならない会社規模が拡大されました。従業員数101人以上が今年の10月から、2年後には51人以上となります。これにより、**社会保険に入りたくないパートさんは、週20時間にならないように労働時間を調整**するという動きとなり、企業側はその分、**別の人を採用する必要**が出てきます。ただ、そう簡単に採用もできない。そのまま社会保険に加入する場合は当然社会保険料負担が増えます。

来年10月からはインボイス制度もスタートです。気候はよいですが中小企業には**何かと厳しい10月**です。

とはいえ、**厳しい問題でも対応していくしかない**わけで…。問題クリアのお手伝いをさせていただければ幸いです。

## ◆ 令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



今年もあつという間に10月となり、年末調整、確定申告の準備を始める時期となりました。令和4年分の年末調整の計算については、令和3年分から大きな改正事項はありません。ただ、令和5年分より**非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件の見直し、「住民税に関する事項」の変更**があるため、令和5年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、令和4年分との変更点があります。

### ● 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件の見直し

扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、一定の者が除外されます。

そのため、該当・非該当を確認するためのチェックボックスが非居住者である親族の欄に追加されます。

### ● 「住民税に関する事項」の変更

「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄が新設されます。該当する方は少ないと思いますが、該当する場合に、住民税の申告を別途行う必要がなくなります。



国税庁ホームページでは、各帳票や説明動画を掲載した「**年末調整がよくわかるページ**」が開設されています。また、今年では例年国税庁から送付される手引き等のパンフレットが送付されないそうです。これらのパンフレットも「**年末調整がよくわかるページ**」に掲載されていますので、そちらにてご確認ください。

## ◆ お酒の管轄官庁ご存知ですか？



実は**国税庁**が担当となっています。税金を取り扱う国税がお酒の担当をしているのは少し不思議ですよね。明治から昭和にかけて酒造税や酒税が日本の税収の中で大きな割合を占めていた名残かもしれません。

お酒を製造したり販売したりする場合には税務署で免許を取得しなければなりません。お酒の販売についても免許が必要なため、**免許を持たず、オークションサイトやフリマサイトでお酒の転売を繰り返すと、違法となる場合があります。**

**国税庁**には「**内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現**」「**酒類業の健全な発達**」「**税理士業務の適正な運営の確保**」という三つの使命があり、お酒は使命に掲げるほど重要課題の一つと捉えています。

お酒の消費減少を食い止めるため、若者向けお酒PR事業「**サケビバ!**」を行っています。税収のためでは？と批判を受けていました。国税庁の公式YouTubeではお酒に関連した動画が多く掲載されており、以前より宣伝には力を入れているようです。



酒税についても税務調査と同じような調査があります。酒税の担当調査官はお酒について知識が豊富な方が多く、酒蔵からも質問や相談を受けることがあるそうです。

また、お酒の鑑評会も行っており、大賞や金賞、大阪国税局では優秀賞が授与されるようです。



## ◆ 税務スケジュール(11月)

喜多



11月10日(木)

・10月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

確定申告・年末調整資料のご準備をお願いいたします。

弊社より確定申告資料袋が届きましたら、そちらへ資料を入れてください。

11月30日(水)

- ・10月分 社会保険料の納付
- ・9月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・3月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・12月・3月・6月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・個人事業税の納付 第2期分
- ・所得税の予定納税 第2期分(振替納税)

## ◆ スマホで完結！電子納税証明書をPDFで受け取ろう

大熊



今年9月より、PDF形式の電子納税証明書についてスマートフォン端末からの請求・受取ができるようになりました。

- ・e-Taxからの請求・受取により、**即時取得可能**
- ・書面での請求よりも、**手数料がお得**(400円→370円)
- ・期限内であれば、**何枚でも印刷して使える**

など、PDF形式での請求ならではのメリットもあります。

以下の3点があれば、お手続きが可能です。

- ① **[マイナンバーカード]**  
※法人の場合、**代表者個人**のもの
- ② **[スマートフォン端末]**  
※①の読み取りに対応している機種
- ③ **[インターネットバンキング 対応口座]**

詳細は、以下のリンクからご確認ください。  
納税証明書を取得する際、ご検討いただければと思います。



国税庁パンフレット  
『電子納税証明書(PDF)がさらに便利に！スマホで請求！スマホで受取』  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0022008-056\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0022008-056_01.pdf)

### 《e-Taxへのログインについて》

- ・ログインには『**利用者識別番号**』と『**暗証番号**』が必要になります。

弊社で法人税や所得税の申告を行っているお客さまについては、弊社にて保管しております。お問合せくださいませ。

### 《注意点》

- ・取得した証明書は、原則『**電子データ**』として提出するものになります。
- ・『**電子データ**』を **書面で印刷したもの** が証明書として認められるかどうかは、提出先によって異なります。必ず事前にご確認ください。

## ◆ 公的情報による与信管理

稲葉



コロナ禍で苦境に陥った中小企業向けの実質無利子・無担保融資(コロナ融資)が本年9月末に終了し、また、コロナ発生から2年以上が経過し元金返済の据置期間内であった企業の多くは、2022年後半からその返済が開始します。

**2021年度の企業倒産**はコロナ融資に支えられ、**低水準**となっていました。しかし、今後は収益改善の遅れ、返済開始や過剰債務による資金繰りの悪化による倒産への懸念が高まり、**与信管理の重要性**が増してくると考えられます。

与信管理の基本は、**取引先情報の正確な把握**です。今回は、その際に利用できる**公的情報**による取引先情報の確認方法をご紹介します。

- ① **商業登記**: 基本的な会社の商号や住所、役員、事業の目的を確認することができます。
- ② **不動産登記**: 本社や工場などの不動産が自社物件なのか賃貸なのか、自社物件である場合は抵当権等の設定がなされているか、現在の資産価値以上の抵当権等の設定がされていないかを確認することができます。
- ③ **建設業許可、宅建業許可**: 閲覧制度を利用することにより、免許更新時の財務諸表や工事経歴書、行政処分の有無等を閲覧し、確認することができます。

与信が気になる取引先がある場合、まずは上記の公的情報の確認をすることはいかがでしょうか。



## ◆ やっぱ一番は「食欲の秋」です 岡村



先週、娘と南禅寺の湯豆腐を食べに行ってきました。南禅寺に向かう参道沿いのお店で、素晴らしい庭園を眺めながら湯豆腐懐石をいただいてきました。前菜・お造り・湯葉の陶板焼き・生麩田楽・天ぷら・湯豆腐に栗ご飯・・・目でも楽しめるお料理でお腹いっぱい。その後は、南禅寺をまわり、永観堂へ。永観堂は紅葉の旬の時期はユニバ以上の行列なので、一足早く。すでに少しずつ赤く色づいており、青空に映えてとても綺麗でした。その後にはモンブランの有名なお店へ。一日中食べてばかりでしたが、これもすとお腹に入ります。日帰りでしたが充実した時間だったのですっかり「旅行気分」になりました。さて、次は「何食べに行きましようか」。



## ◆ クイズ

池永



2023年10月1日から適用される消費税のインボイス制度開始まで1年を切りましたね。今月はそんな**消費税**にまつわるクイズです。国の消費税は一部は地方交付税として配分されていますが、**残りはどのような使途に充てられていますか？**次の中からあてはまるものを全て選んでください。

- ① 国債の償還
- ② 公共事業費
- ③ 社会保障関係費
- ④ 海外援助などの経済協力費

**答え:**③です。消費税は「社会保障・税一体改革」により**社会保障4経費(年金・医療・介護・子育て)**に充てられることが決まっています。ただ、社会保障費は年々増え続けており、消費税収は社会保障4経費の合計額には足りていません。